

すかも満期自由設定型定期積金「先憂後楽」

2012年7月12日現在

1 商品名 (愛称)	定期積金 (すかも満期自由設定型定期積金「先憂後楽」)
2 販売対象	・法人および個人の方
3 期間	・6ヶ月から5年までの間で自由に設定できます(1ヶ月単位での指定ができます)
4 払込 ①払込方法 ②払込金額 ③払込単位 ④増額	・定期的に払込みいただきます(口座振替・店頭またはATMで払込みいただきます) ・10,000円以上 ・1,000円単位 ・契約時に、最高年3回まで増額月を指定して払込金額を増額することができます 増額は10,000円以上 1,000円単位です
5 払戻方法	・満期日以後に一括してお支払します
6 利息 ①適用利率	・固定金利(定期積金の預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します)
②利払方法	・給付補填金は満期日以後に一括してお支払します
③計算方法	・付利単位:100円 ・契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します
7 税金	・個人の給付補填金(お利息相当額)には20%の税金がかかります(国税15% 地方税5%) *平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別 所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金 がかかります。 ・マル優はご利用できません ・法人は総合課税となります
8 手数料	—
9 付加できる 特約事項	—
10 中途解約の 取扱い	・解約日における普通預金利率により利息を計算いたします ・満期日までに全ての払込が終了していない場合には中途解約となり、解約日における普通預金 利率により利息を計算いたします
11 金利情報の 入手方法	・店頭表示金利ボードまたは窓口へご照会ください
12 苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室 (9:00~17:00、電話:0120-45-0690)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争 の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客様 相談室または全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可 能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、 ①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム 等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、 解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、上記東京三弁護士会、当金庫お客様相談 室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13 その他の 重要事項	・預金保険制度の付保対象預金です(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本 を合計して1,000万円までとその利息が保護されます) ・払込が遅延した場合 *2回目以降の払込が遅延があった場合(満期日までに払込が全て終了している) 満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます 但し、満期日を繰り延べない場合は以下の計算による遅延損害金がかかります 遅延損害金:契約時の店頭表示金利により算出(1年を365日とする日割計算) *満期日までに払込が終了していない場合 中途解約扱いとなり、解約日における普通預金利率により計算します ・満期日以降のお利息は解約日における普通預金利率により計算します ・「総合口座」の担保にはできません ・証書式・通帳式のお取扱いができます